



人権特集 12月4日～10日は人権週間です。人権について一緒に考えてみませんか。

お互いに尊重し合い、ともに生きる社会を目指して

「新型コロナウイルス感染症と人権」をテーマにした、令和2年度人権啓発ポスターです。
ポスター作成者：横浜デジタルアーツ専門学校 森 千咲さん

「横浜市パートナーシップ宣誓制度」開始から1年 ～多様性を認め合い、自分らしく生きられる横浜の街を目指して～

事実婚の人や性的少数者のカップルは、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合って共同生活をおくる一方で、さまざまな事情から、二人の関係を説明することができず、悩みや生きづらさを抱えていることがあります。

こうした方々に寄り添っていくため、2019年12月に「横浜市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。制度開始から1年で120組を超える方が宣誓し、「二人の関係を説明できるものができて良かった」「横浜で一緒に暮らすきっかけになった」など、喜びの声をいただいています。

特に性的少数者の方々には、生まれた性別に違和感を持っていたり、同性が恋愛対象になっていたり、自分が周囲と異なると思っててしまうことで、さまざまな差別や偏見を恐れて、自分のことを伝えられず、悩みを抱えている人もいます。

市民一人ひとりが、互いに多様性を認め合い、性別、出身、ハンディキャップの有無などに関わらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すことは、すべての人にとって、とても大切なことです。

※手続きなど詳しくは市ウェブページを確認してください。 [横浜市 パートナーシップ宣誓制度](#) [検索](#)

LGBTとは…

L Lesbian
(レズビアン)
心の性が女性で恋愛対象も女性の人

G Gay
(ゲイ)
心の性が男性で恋愛対象も男性の人

B Bisexual
(バイセクシュアル)
異性と同性、どちらも恋愛対象となる人

T Transgender
(トランサンジェンダー)
心の性と体の性が一致しないため、体の性に違和感を持つ人

交流スペース「SHIPにじいろキャビン」を運営する

NPO法人 SHIP代表 星野 慎二さんに聞きました



近年、メディアで同性愛や性同一性障害（性別違和）を取り上げられたり、学校の授業で扱われたりするなど、性的少数者を取り巻く環境はここ5年で大きく変わってきた。しかし、その一方で、誰にも相談ができず、同じ仲間との出会いがなく孤立している人もいます。

パートナーシップ宣誓制度を利用できる人は、パートナーと出会うことのできたごく一部の人ですが、この制度は、誰にも言えず一人で悩んでいる人はもちろん、多くの性的少数者に希望と勇気を与えてくれるもので、この制度を多くの市民の方に知っていただけることを切に願っています。

ひとりで悩んでいませんか？

市では、相談や交流スペースを実施しています。

個別専門相談
「よこはまLGBT相談」

【予約・問合せ】NPO法人SHIP 国594-6160
(水・金・土曜16時～20時、日曜14時～18時)

交流スペース
「Friend SHIP よこはま」

【問合せ】男女共同参画センター横浜
国862-5052

詳しくは市ウェブページを確認してください。 [横浜市 LGBT支援](#) [検索](#)

「横浜市パートナーシップ宣誓制度」で宣誓したおふたりに聞きました

お互いを人生のパートナーとし、横浜で一緒に住み始めて17年のトシさんとトモさん。制度を知った海外の友人から、「もう申し込んだよね?」とメッセージが来たことで、「あ、そうか、自分たちも対象者だ」と改めて気づき、宣誓することを考えるようになったそうです。2020年7月、宣誓したことをSNSに投稿すると、多くの方から祝福の言葉が届き、「少し身が引き締まるような気持ち」だったといいます。

「二人の年齢を考えると、遠からず、法や慣習の隙間に陥って困難な事態が起きるのではないかと思います。その際に、何かよい意味での効果があることを願っています。」「この制度の利用者が多くなってくれれば、性的マイノリティへの市民の皆さんの理解も進んでいくのではないか。」と制度への思いを寄せています。



▲トシさんとトモさんの結婚式リハーサルの様子

【問合せ】市民局人権課 国671-2718 国681-5453

STOP! 体罰

2020年4月から、子どもへの体罰は法律で禁止されました。

【こんなことも体罰です】

- 何度も注意したが、言うことを聞かないので、お尻を叩いた。
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた。

【しつけと体罰】

しつけは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した生活を送れるように子どもの自立性を育むことです。体罰で押さえるのではなく、どうすればよいのか言葉や手本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。

【子どもが持っている権利】

子どもは一人の人間として尊重される存在であり、健やかに成長、発達し、自立する権利が保障されています。叩く、殴る、暴言を吐くといったことは、大人に対しても子どもに対しても人権侵害になります。

社会全体で体罰等によらない子育てを広げていきましょう。



こども虐待の... よこはま子ども虐待ホットライン
はまっこ 24じかん 24時間
0120-805-240 365日

LINEでの相談は...



かながわ子ども家庭
110番相談LINE



【問合せ】こども青少年局こども家庭課 ☎671-4288 ☎681-0925

正しい知識と理解を～エイズ・ハンセン病～

感染症は、誰もがかかりうる病気です。誤った情報や知識がないことから、感染者への差別や偏見が生まれます。感染者が周囲の目を気にすることなく生活できるように、各人が正しい知識を持ち、理解することが大切です。



レッドリボンは
HIV/AIDSと共に生きる人々を
差別しないという
メッセージです。

HIV/
エイズ

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)はエイズを引き起こすウイルスのことです。HIVに感染しても適切な治療を受けることで、社会生活を続けていくことができます。

ハンセン病

ハンセン病はらしい菌により、皮疹や末梢神経の障害を呈する感染症で、早期治療により治癒します。

HIV/エイズとハンセン病は、日常的な接触ではうつりません。感染者も共に生きる仲間として理解を深めましょう。

【問合せ】健康福祉局健康安全課 ☎671-2729 ☎664-7296

それぞれの職業を等しく尊重

私たちの日常生活は、さまざまな職業に就き働く人々により支えられています。それぞれの仕事は互いに関係を持ち、補完し合って社会は成り立っています。どのような仕事も必要とされていて、誰もが皆、働くことで生活を維持するのは、等しく大切なことです。

しかし残念なことに、牛や豚などを畜解体し食肉を生産する仕事や、人に危害を及ぼす動物を処分する仕事などは、かわいそうなことをすると思われてしまうことがあります。かわいそうなことをする仕事に従事していると思われたら、当事者や家族はどうに感じるでしょうか。動物はかわいがりその命を大切にすることだけがいいという価値観だけでなく、ペットとして飼育管理すること、肉を食べ、革製品を身に付けるなど、人が動物を利用することは、生活を営むうえで、あたりまえと捉えてみてください。

今回のコロナ禍では、最も必要とされた医療従事者が差別的扱いを受ける事態も起きました。12月は人権を振り返る月間です。それぞれの職業に従事する人が等しく尊重されるように、もう一度、自分の価値観を点検してみませんか。

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

なくそう! DV

DVは、配偶者や交際相手など親密な関係にある相手を、対等なパートナーと認めず、支配しようとする暴力行為です。身体への暴力だけではなく、精神的、経済的な暴力、性的な強要なども含まれます。

家にいる時間が増える中、パートナーとの関係に変化が生じることがあるかもしれません。つらいときは、ひとりで悩まずに市DV相談支援センターに相談してください。

もしもあなたが身近な人から相談されたら、よく話を聞いて、専門の窓口に相談するようすすめてください。

暴力は犯罪であり、どんな理由があろうと決して許されません。暴力を受けずに安全に暮らす権利は誰もが持っています。お互いを尊重しあい、良い関係を築くことが暴力のない社会につながっていきます。

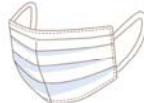
DV相談支援センター

電話番号	曜日	時間
☎671-4275	月～金曜 (祝休日除く)	9時30分～16時30分
☎865-2040		9時30分～20時 (第4木曜を除く)
	土・日曜・祝休日	9時30分～16時

【問合せ】政策局男女共同参画推進課 ☎671-2017 ☎663-3431

マスクの着用に伴う困難さ

現在、新型コロナウイルス感染防止のために、マスクを着用することが推奨されています。多くの人がマスクを着用していますが、そのことで困っている人がいます。



聴覚障害のある人の中には、相手の言っていることを、口の動きを見て理解している人もいます。その人たちにとっては、マスクで表情が見えず、相手が何を話しているのか理解しづらくなっていますが、マスクを外してほしいとはなかなか言いにくいものです。

聴覚障害のある人と話をする場合には、マスクを外した方がいいなど、まず聞いてみてください。一方で、マスクを外すことに不安を覚える人もいると思います。その場合には、筆談などほかの手段もあります。

コミュニケーションを取ることで、取り除ける壁があります。互いを思いやり、共に生きる社会をつくりましょう。

【問合せ】健康福祉局障害施策推進課 ☎671-3598 ☎671-3566

自殺・自死遺族について

自殺はその多くが個人の意思や選択の結果ではなく、「心理的に追い込まれた末の死」と言われています。

身近な人や大切な人を自殺によって失った家族（自死遺族）の中には、自責の念や周囲からの偏見のため、自らの思いを長く心の中に閉じ込めている人が多くいます。遺族が自らの思いを安心して話せる環境づくりが大切です。

自殺の現状や自死遺族への理解を深めることで、「誰もが生きやすい社会」を目指していきましょう。

こころの健康相談窓口

- 居住区の福祉保健センター（月～金曜8時45分～17時（祝休日除く））
- こころの電話相談 ☎662-3522

（月～金曜17時～21時30分、土・日曜・祝休日8時45分～21時30分）

身近な人や大切な人を自死で亡くされた人の相談窓口

- 自死遺族ホットライン ☎226-5151

（毎月第1・3水曜10時～15時（祝休日除く））

【問合せ】健康福祉局こころの健康相談センター ☎662-3558 ☎662-3525